

岩手県企業局管理規程第1号

企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月27日

岩手県企業局長 青木俊明

企業局会計規程の一部を改正する規程

企業局会計規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表第1（第4条関係） [略]					別表第1（第4条関係） [略]				
1 固定資産					1 固定資産				
款	項	目	節	備考	款	項	目	節	備考
[略] 水力発電 設備	[略]	[略] 減価償却 累計額 (貸方)	[略]	項別に整理 しないこと ができる。	[略] 水力発電 設備	[略]	[略] 減価償却 累計額 (貸方)	[略]	項別に整理 しないこと ができる。
					<u>送電設備</u>	(何) <u>送電</u> <u>線路</u>	<u>土地</u>		「水力発電 設備」の同目 に準ずる。
							<u>建物</u>		「水力発電 設備」の同目 及びその節 に準ずる。
								<u>鉄筋コン クリート 造</u>	
								<u>金属造</u>	
								<u>木造</u>	
								<u>構築物</u>	
								<u>鉄塔</u>	
								<u>鉄柱</u>	
								<u>コンクリ ート柱</u>	

業務設備				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

[略]

9 事業費用

款	項	目	節	細 節	備 考
電気事業費用	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
			分担関連費振替額 (貸方)		
		管理費			「業務設備」に係る費用及び電気事業の運営の全般に関連する総括的業務に

業務設備	[略]	減価償却	地役権	「水力発電設備」の同目に準ずる。
		累計額 (貸方)		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

[略]

9 事業費用

款	項	目	節	細 節	備 考
電気事業費用	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
			分担関連費振替額 (貸方)		
		送電費			「送電設備」に係る費用をいい、「水力発電費」の節及び細節に準ずる。
		管理費			「業務設備」に係る費用及び電気事業の運営の全般に関連する総括的業務に

					係る費用をいい、「水力発電費」の節及び細節に準ずる。
	[略]				
		[略]			
			[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

					係る費用をいい、「水力発電費」の節及び細節に準ずる。
	[略]				
		[略]			
			[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

付表

[略]

款	項	目	節	細節	備考
建設仮勘定					「土地」以下「無形固定資産」まで、「水力発電設備」、「業務設備」及び「附帯事業固定資産」の目及び節に準ずる。
	[略]				
		[略]			
			[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

付表

[略]

款	項	目	節	細節	備考
建設仮勘定					「土地」以下「無形固定資産」まで、「水力発電設備」 <u>と</u> 「送電設備」、「業務設備」及び「附帯事業固定資産」の目及び節に準ずる。
	[略]				
		[略]			
			[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。